

はしま会議所 TIMES

タイムズ The Hashima Chamber of Commerce & Industry

第266号
令和2年6月発行

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL:http://www.hashima-cci.or.jp

マスク寄贈式

羽島商工会議所では、5月8日にマスク寄贈式を行いました。マスク寄贈支援(第2弾)5万枚を中国・常州より受贈しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクが不足している岐阜大学病院や看護協会など4団体に、このうち4万枚の目録が贈られ、残りの1万枚は市内の介護・福祉等関連団体に寄贈いたします。



会員の皆様にマスクをお送りいたします。
枚数はわずかでございますが、ぜひご使用ください。



会費納入のお願い

口座振替は
6月30日(火)です。

6月は当商工会議所会費の納入月となっております。

令和2年度会費納付書を6月中旬に送付いたしますので、6月30日までにお近くの金融機関(市内の場合手数料不要)又は、本所窓口にて納めていただきますようお願い申し上げます。

口座振替を希望された事業所につきましては、6月30日にご指定の預金口座より引落しさせていただきます。

羽島商工会議所3階研修室に

持続化給付金「申請サポート会場」が開設されました

持続化給付金の申請は、ホームページからの電子申請を基本としております。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。

●開設期間 令和2年5月24日(日)～7月31日(金) 9:30～17:00

※6月21日(日)はお休み

①「来訪日予約」

羽島商工会議所ホームページより予約 **会場コード2108**
予約方法受付専用ダイヤル(自動ガイダンス) 0120-835-130
(受付時間:24時間対応)※自動ガイダンスで、予約方法を案内します
電話予約窓口(オペレーター対応) 0570-077-866
(受付時間:平日、土日祝日ともに9:00～18:00)

②「申請補助シート」

事前に「申請補助シート」に記入して当日ご持参ください。
申請補助シートは羽島商工会議所ホームページより印刷ができます。

③ 必要書類のご持参

申請時に提出が必要な書類を必ずご持参ください。
※ご不明な点に関しましては、持続化給付金事務局へご確認ください。



必ず予約をしてから
ご来場ください。

持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570
03-6831-0613
(通話料がかかります)

LINEでの
お問い合わせ



※申請会場にはコピー機がありません。また、USBメモリなどでデータを受取ることもできませんので、紙の出力又は紙にコピーしたものを必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なりますのでご注意ください。また、当日は新型コロナウイルス対策のため、ボールペン等の筆記用具をお持ちください。

来場時のご注意

原則として
申請者お一人様で
ご来場ください。

当日は必ず検温のうえお越しください。
また37.5度以上の方は、
会場への入場をお断り
させていただきます。

必ずマスク
着用の上、
ご来場ください。

入場時には設置の
アルコール消毒薬で、
手指先の消毒を
お願いします。

新型コロナウイルス対策の観点からご来場者の方のお名前とお電話番号を、会場で係の者がお伺いいたします。

●2ページ…「清流の国ぎふSDGs推進ネットワーク、県税の徴収猶予の「特例制度」」
●3ページ…「中小企業庁からのお知らせ、令和2年度健康診断のお知らせ、岐阜県商工会議所連合会からのお知らせ、オンデマンドセミナー視聴」
●4ページ…「無料相談窓口・金融情報、源泉所得税「納期特例」のお知らせ、雇用助成金申請サポート相談会、新型コロナウイルスに関する休日経営相談会」

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク 会員募集

持続可能な地域づくりを進めるにあたっては、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組みが、幅広い分野や地域で展開されることが重要です。このため、県内の企業や団体、NPO、個人など多様な主体が連携し、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指す「オール岐阜」による組織として、「清流の国ぎふ」推進ネットワーク(以下「推進ネットワーク」という。)を設置します。

ついでには、推進ネットワークの目的・活動内容にご賛同いただける県内の企業や団体、NPO、個人等を対象に幅広く会員を募ります。(会費無料)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



活動内容

- (1)情報発信・情報共有
- (2)普及啓発
- (3)情報・意見交換の場づくり
- (4)会員間の連携やマッチングの支援
- (5)その他、目的の達成に必要な事業

入会申込方法

- 入会申込書をメール、郵送、FAXまたは持参のいずれかの方法により事務局に提出してください。入会申込書を事務局が受領した時点で、入会完了となります。
- 申込書は、県のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/keikaku-kaikaku/sdgs/11122/network.html>

募集対象

目的に賛同し、県内でSDGsを推進する方
又はSDGsに関心を有する方
(企業や団体、NPO、個人など)

申込・問合せ先

郵送先：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県清流の国づくり政策課 地方創生係
メール：c11122@pref.gifu.lg.jp 電話：058-272-1840 FAX：058-278-2562

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

県税の徴収猶予の「特例制度」が利用できます

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

- 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人・法人の別、規模は問わず)が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- (注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する地方法人二税、個人事業税、自動車税種別割などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の県税(他の猶予を受けているものを含む)についても、令和2年6月30日(火)までに申請をすれば、この特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 申請書を所管の県税事務所に提出することで申請できます。
※郵送での提出が可能です。裏面に記載の管轄の担当事務所までご送付ください。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうえかがいします。
※申請書は岐阜県公式ホームページからダウンロードできます。
トップ>暮らし・防災・環境>税金>県税の概要>新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ徴収猶予の「特例制度」が利用できます
【URL】<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/tokureiyuyo.html>
- ・ 徴収猶予の特例制度はeLTAXで申請いただくことも可能です。詳細はeLTAXホームページをご覧ください。
【URL】<https://www.eltax.lta.go.jp>

申請期限

- ・ 令和2年6月30日(火)(法施行日から2か月後)又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策

経営相談を オンラインで 行います。



事業者様の事務所から、企業経営・中小企業施策等の専門家に無料で相談が可能です。

資金繰り

- ・政府系金融機関による融資
- ・民間金融機関による信用保証付融資
(セーフティネット保証4号/セーフティネット保証6号/危機関連保証/新型コロナウイルス感染症特別貸付/持続化給付金)

設備投資 販路開拓

- ・生産性革命推進事業
(小規模事業者持続化補助金/ものづくり補助金/IT導入補助金)
- ・販路開拓支援

経営環境 の整備

- ・雇用関連
- ・事業継続力の強化(雇用調整助成金/テレワーク導入支援)



経営相談体制強化事業事務局
新型コロナウイルス感染症対策

オンライン経営相談窓口

<https://hojyokin.work/keisoudan>
task-jlmukyoku@task-school.com

令和2年度定期健康診断のお知らせ

当所では、会員事業所従業員の健康管理をサポートするため、健康診断を行っております。早期発見に、年に一度は健康診断を受けましょう。詳細は同封のチラシをご覧ください。早目にお申込みください。



実施日 9月15日(火)～17日(木) **場所** 羽島市民会館 **申込期限** 令和2年7月10日(金)

尚、新型コロナウイルス対策のため以下のいずれかに該当する場合は、原則として健康診断の受診をお断りさせていただきます。

- ・マスクを着用されていない方(原則、受診者様でご用意ください)
- ・のどの痛み、咳などの風邪症状や味覚・嗅覚の低下といった症状のある方
- ・37.5℃以上の発熱がある方
- ・健康診断を受診される1週間以内に、37.5℃以上の発熱があった方
- ・2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある方
- ・2週間以内に法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方(およびそれらの方と家族や職場内等で接触歴がある方)

労働安全衛生法では、事業主が就業者に対して、年1回の検診を行うことが義務付けられています。

制度改正に伴う専門家派遣等事業

羽島商工会議所のホームページから
様々な制度改正に関する

パソコンからでも
スマホからでも
視聴可能!

5つのセミナーが いつでも、どこでも、何度でも視聴が可能!!

セミナー実施期間/2020年6月1日～2020年11月30日

- 1 軽減税率の基礎知識
- 2 インボイス制度導入への実務対応ポイント
- 3 働き方改革関連法対応セミナー
- 4 改正民法対策セミナー
- 5 新型コロナウイルス対策・従業員の雇用維持対策セミナー(雇用調整助成金も含む)

STEP 1 羽島商工会議所ホームページを開きましょう。

STEP 2 オンデマンドセミナーをクリックしましょう。

STEP 3 ログインをクリックし、
【ID】k3654
【パスワード】9664
を入力して視聴できます。

※オンデマンドセミナーに関する詳細は折込チラシをご覧ください。

岐阜県商工会議所連合会からのお知らせ

自社の持てる力で支え合おう
新型コロナウイルス感染症に
負けないぞ!キャンペーン



自社の支援事業を
紹介するサイト ささやell
支エール

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、岐阜県内の企業にも甚大な影響が出ています。そのなかで、自社の持てる力で、さまざまな支え合い、助け合いの取り組み(事業)を実施・展開している企業がいくつもあります。そこで、岐阜県商工会議所連合会では、このような取り組み(事業)・情報を広く周知するためのWebサイト掲示板「支(ささ)エール(yell)」を、岐阜県商工会議所連合会のホームページ上に開設しました。是非、多くの皆様にご活用いただきますようお願いいたします。

自社の「こんなことができます!」をご紹介ください。
自社が必要としている支援策を探してください。

情報掲載について

■ 掲示費用: 無料

※岐阜県内の商工会議所会員事業所に限ります。
※審査通過後、1週間程度で掲載が完了いたします。
※飲食店テイクアウト・デリバリー情報はこのフォームから申し込み出来ません。

■ 申込方法: 情報掲載申請は各商工会議所専用掲載申請フォームよりお願いします。

<https://www.gifuken-cci.com/>

掲載内容はあらかじめ各地の商工会議所が確認いたします。内容によっては修正頂く場合や掲載いたしかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

※尚、掲載内容修正及び掲載不可の場合を除き掲載完了等のご連絡は致しません。予めご了承ください。

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
記帳	夜間 記帳継続 【日時】7月9日(木) 19:00～21:00 (できる限り20:30までにお越しください) 【相談員】税理士、本所職員
法律 要予約	【日時】6月24日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士 「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス! お気軽にご利用ください。
働き方 改革 要予約	【日時】6月26日(金) 13:00～16:00 【相談員】ぎふ働き方改革推進支援センター 専門相談員 近藤義博 ※雇用調整助成金の相談もできます。

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
※法律、働き方改革のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約×切は前週金曜日です。
※お申込みが無い場合は開催されないことがあります。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

記帳や税務、その他なんでも相談承ります。

新型コロナウイルスに関する休日経営相談会

【日時】6月20日(土)9:00～17:00
6月27日(土)9:00～17:00
【相談員】社会保険労務士、商工会議所職員
【場所】(公財)岐阜県産業経済振興センター
岐阜市藪田南5-4-53 OKBふれあい会館10階
☎058-277-1088
※雇用調整助成金の相談もできます。

金融情報

金利のお知らせ(R2.6.1現在)

【日本政策金融公庫】
マル経資金……………1.21%
普通貸付……………2.16%～2.55%
(※担保の有無等により異なる利率が適用されます)
【県創業支援資金】……………1.20%
(※保証料負担ゼロ 岐阜県が助成します)
【岐阜県小口融資制度】
県小口Z融資……………0.8%

※創業者カードローンが新たに創設されました。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

源泉所得税「納期特例」のお知らせ

源泉所得税の「納期の特例」を選択している事業所では、1月から6月までの従業員の給与等に係る源泉所得税の納期は7月10日です。6月中に支給する給与・賞与等の支払額が確定しましたら、お早めに手続きをお願いします。

商工会議所では、源泉所得税の計算等に関する指導を行っています。どうぞお気軽にご相談ください。

相談時に必要なもの

・令和2年・令和元年の源泉徴収簿。または、給与支払額がわかる物(給与明細書の控え等)
・給与所得者の扶養控除等(異動)報告書
・専用納付書(住所・氏名等が印字されているもの)

※ご注意
・専用納付書を紛失された場合は、早急に税務署で再発行の依頼をしてください。
・源泉所得税の計算の結果、税額が0円になった場合でも、納付書(兼計算書)を税務署へ提出しなければなりません。
・新型コロナウイルスの影響で納付が遅れる場合は、摘要欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記入してください。

雇用調整助成金申請サポート個別相談会を開催します。

羽島商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆様、雇用調整助成金を活用し、雇用維持に努めていただくことを目的に、雇用調整助成金申請サポート個別相談会を開催します。2名の社会保険労務士が相談員となり、完全予約制(最大50分)で待ち時間が無く効率的に相談できます。

雇用調整助成金でお悩みの事業主の方、是非相談にお越しください。

【日時】6月19日(金)、24日(水)10時～16時
【会場】羽島商工会議所
【定員】20社(事前予約制。1日あたり10社)
【申込】電話にてお申込み(先着順)
【お問合せ】中小企業相談所
☎392-19664

創業67年の実績
安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205



羽島市子育て支援認証企業(優秀賞)

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

厚生労働省「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」(平成30年度)



株式会社 羽島企画

トータルケア Mama's

〒501-6264 羽島市小熊町島2丁目102番地1

TEL.058-391-7313 <https://www.hashimakikaku.com/>